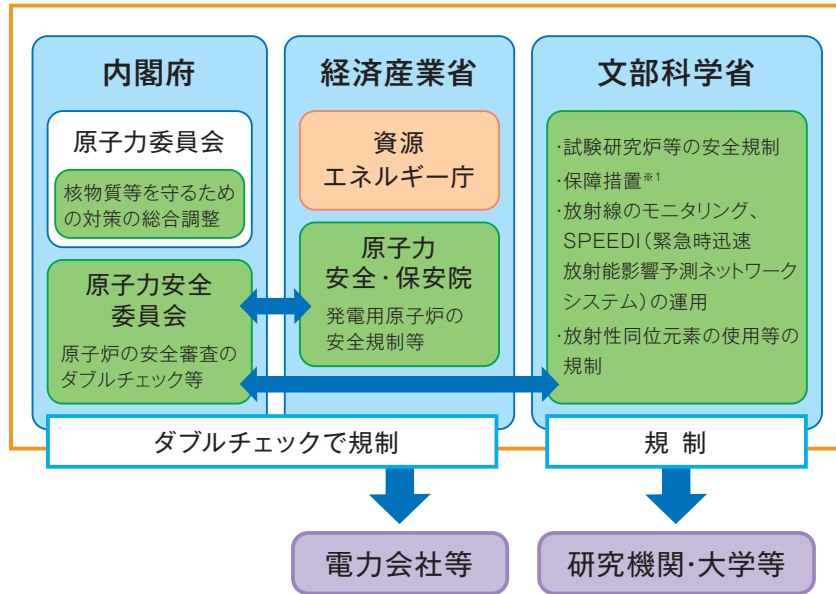
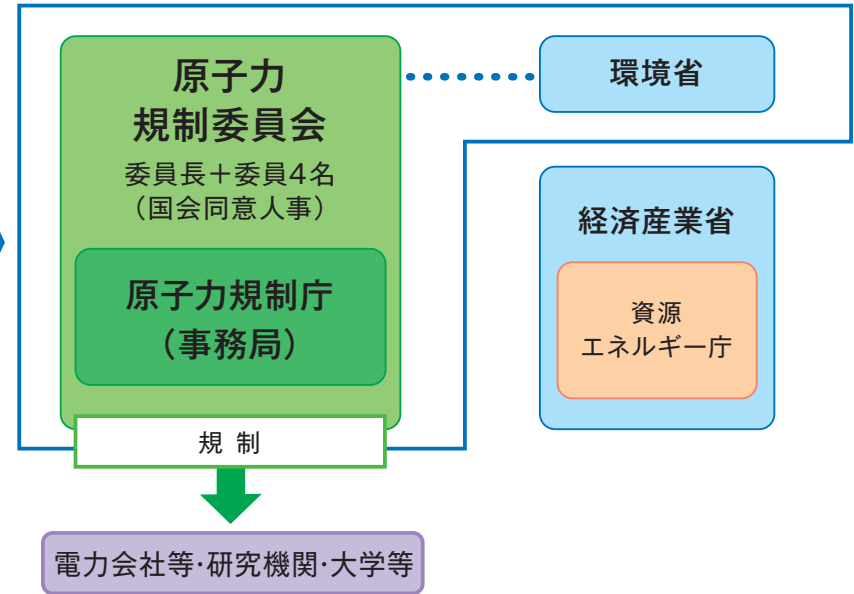


原子力安全規制の体制変更

【これまでの規制体制】



【新しい規制体制】



経済産業省の中に、推進組織（資源エネルギー庁）と規制組織（原子力安全・保安院）が同居

独立性の確保

経済産業省から分離し、環境省の外局として「原子力規制委員会」を新設（3条委員会^{※2}）

原子力安全・保安院、原子力安全委員会、文部科学省に分散

規制事務の一元化

核不拡散の保障措置^{※1}等を含めた機能の一元化
放射線のモニタリング、放射性同位元素の使用

※1 核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動のこと

※2 いわゆる3条委員会（国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会）とは、上級機関（例えば、設置する府省の大臣）からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関のこと